

○財務省告示第百九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年三月十二日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年四月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（五年）（第百二十四回、第百二十五回、第百二十六回及び第百三十一回）、利付国庫債券（十年）（第三百十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回）
二	発行の根拠
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法
四	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
五	募入決定の方法
五	額面金額で三千億円
六	発行額
六	三十九十六億七千四百六十五万円
七	払込金額
七	三十九十六億七千四百六十五万円

（（利 回第五付 百年）庫 三）債 十一券	（（利 回第五付 百年）庫 二）債 十六券	（（利 回第五付 百年）庫 二）債 十五券	（（利 回第五付 百年）庫 二）債 十四券	名称及び記号
○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	利率（年）
日年平 三成三 月二十 二十四	十年平 日十成 二三月 十二二	日年平 九成三 月二十 二十二	日年平 六成三 月二十 二十二	償還期限
二十 六億 円	十六 億 円	億九 百二 十七	三十 一億 円	（発行 額面金 額）

（別表）

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基
十八 準とす
十九 各発行の
二十 象国債の
二十一 利回り
二十二 元利金支
二十三 払場所
二十四 入札参加
二十五 払込期日

（別表のとおり）

$$\frac{\text{各券の額面金額} \times \text{各券の利率}}{100} \times 1 \div 2$$

 平成三十年三月十二日
 財務大臣から通知を受けた者

各券の額面金額 × 各券の利率 ÷ 100 × 1 ÷ 2

(利付 第二回 四十三年 十三年 三回 庫債券)	(利付 第十回 三年 百十 一 庫債券)
二 ・ 九 %	○ ・ 八 %
日年平 九成 月三 二十 十一	日年平 九成 月三 二十 十二
千 八 百 億 円	二 百 億 円